



子育て環境の 均衡ある整備望む

安曇川地域審議会から市長へ意見書提出

安曇川地域審議会では、3月30日に提出された「安曇川地域の保育園および幼稚園のあり方懇話会」の意見書を踏まえ、具体的なあり方についてこれまで3回にわたり地域審議会を開催し協議を重ねてきました。このたび下記のとおり意見を集約し、10月9日に、市長へ意見書を提出しました。

【意見】

今後、事業推進方針の決定にあたっては、町村合併により行政区域が拡大したことや安曇川地域の私立保育園では安曇川地域以外からも入園している実態を踏まえ、広域的な視点に立って市内の子育て環境の均衡ある整備を希望する。

1. 学校法人安曇川学園（中央幼稚園）と学校法人藤波学園（藤波幼稚園）については、合併統合し新しい学校法人として適正規模で運営することが望ましい。
2. 公立機能を有する保育園の存続については、市内各地域の状況や保護者等のニーズおよび保育水準の維持向上のためにも存続が望ましい。
3. 上記事項を実現するため、両学校法人の協議の場に行政も参画していただき、早期に円満に合意に至るよう尽力いただきたい。

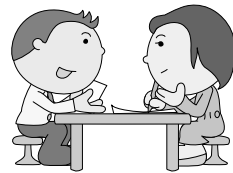
安曇川支所 ☎(32)1131

住民基本台帳閲覧状況

平成18年11月の住民基本台帳法の改正により、閲覧できるのは国・地方公共団体の機関が法令で定める事務を行う場合や、統計・世論調査等で営利目的以外の公益性の高い場合に限られ、その閲覧状況について公表することが義務づけられています。

平成21年4月1日から9月30日までに実施された閲覧は、次のとおりです。

図市民課 ☎(25)8125



個人または法人による閲覧

1	申出者および委託者	申出者：社団法人 中央調査社 委託者：株式会社 野村総合研究所
	利用目的	日常生活に関するアンケート調査
	閲覧日	平成21年6月26日
2	申出者および委託者	申出者：社団法人 新情報センター 委託者：内閣府大臣官房政府広報室
	利用目的	歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査
	閲覧日	平成21年7月1日
3	申出者および委託者	申出者：株式会社 日本リサーチセンター 委託者：NHK放送文化研究所世論調査部
	利用目的	デジタル放送に関する調査
	閲覧日	平成21年7月22日
4	申出者および委託者	申出者：社団法人 中央調査社 委託者：株式会社 時事通信社大阪支社
	利用目的	住民意識調査
	閲覧日	平成21年8月19日
5	申出者および委託者	申出者：毎日新聞東京本社世論調査室
	利用目的	第63回読書世論調査
	閲覧日	平成21年8月20日
6	申出者および委託者	申出者：株式会社日本リサーチセンター 委託者：日本銀行 情報サービス局
	利用目的	第40回生活意識に関するアンケート調査
	閲覧日	平成21年9月9日
閲覧範囲		今津町中沼二丁目、今津町名小路二丁目の平成元年6月末日まで生まれの男女
閲覧範囲		朽木村井、朽木大野、朽木古川、朽木岩瀬、朽木柏、朽木宮前坊の平成5年12月31日まで生まれの男女
閲覧範囲		今津町弘川の平成元年9月末日まで生まれの男女
閲覧範囲		今津町弘川、今津町深清水、今津町福岡の平成元年10月31日まで生まれの男女

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が虐待や子育てに悩んだときには児童相談所や市町村の窓口ご連絡ください。

児童相談所全国共通ダイヤル
0570-064-000

相談先 (通告) 先

子ども家庭相談課 ☎(25)8517、☎(25)5490
市内各保健センター
県中央子ども家庭相談センター ☎077(562)1121

見逃さないでたすけてサイン
虐待や、不適切な関わりを受けている子どもたちは、少なからず何らかのサインを出しています。この虐待のサインこそが援助を求める「子どもの声」であり、気づいたあなただけが頼りなのです。

「子どもからのサイン」

- 不自然なあざ・やけど
- 衣服やからだの不潔
- 無表情、大人をおびえる
- 落ち着きがない、乱暴

「保護者からのサイン」

- 子どもを家に置いたまま、よく外出する
- いつもイライラして、子どもに当たる
- 地域で孤立している
- 子どもの健康や安全への配慮がされていない

その一本の電話が 子どもを救います
虐待を疑ったら、まずは左記の連絡先あるいは地域の児童委員（民生委員）さんに連絡してください。電話で匿名でもかまいません。たとえ間違っても、あなたが責められることはありません。もちろん、通告した人のプライバシーは守られます。

オレンジリボンを 身につけよう
オレンジリボンには、児童虐待の現状を広く知らせ、子どもを虐待から守り、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちがいめられています。

ストップ!! 子ども虐待

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

11月は「児童虐待防止推進月間」

この月間は、子ども虐待について理解をより一層深め、主体的な関わりを持っていただくための意識啓発を図ることを目的に、5年前に定められたものです。

ひとりです、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。